

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻91号 97/4 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131
市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

公判日程 1997年5月27日(火) PM3:00~

原告証言(鈴木)

(神戸地裁204号法廷)

3.29 市芦処分公平審査不当裁決抗議集会



も／く／じ

特集 3/29 市芦処分公平審査不当裁決抗議集会

10年の審理を無きものとし、「公平・中立・独立」の立場を投げ捨て、

違法・不当な処分を追認した芦屋市公平委員会を弾劾する……………市芦救援会事務局… 2
判定根拠も示さず処分者主張に追従、公平委の存在を自己否定した裁決……………弁護士 在間 秀和… 4
<懲戒処分>裁決の不当性について(資料転載)……………弁護士 村田 喬… 6
処分の回復を目指し、さらなる支援を……………兵高教書記長 山下 弘巳… 7
切り捨て教育に共に闘おう……………兵教組芦屋支部長 伊藤 進二… 7
被災者切り捨て、教師切り捨ては許せん……………市芦高校仮設住宅自治会 小野 純雄… 7
悔しさ、口惜しさを共有した闘いを……………市芦反弾圧闘争を支援する会 山崎 貢… 8
市芦運動のあらたな展開を……………市民がつくる芦屋会議 佐治 孝典… 9
子どもの教育権と被災者の生活権を対立させる

芦屋市行政を許さず……………芦屋市仮設自治連合会 小林洋一郎… 10
「反省しない」先生方を現場にとり戻そう……………兵高教阪神支部長 石塚 健… 11
つながるべきところにつながった闘いを……………市芦教組委員長 深沢 忠… 13

集会決議 芦屋市公平委員会に対する抗議

第33回市芦高校卒業生答辞

自分の意思で決め、やれるところまでやってきた3年間……………卒業生代表 前田 竜徳… 15
「高校だけは」……………担任 大角 進一… 18

被災者の生活を守る闘い支援カンパの御礼

生活の重みを知る人の貴重なお金……………市芦分会 F生 … 20

特集 3/29 市芦処分公平審不当裁決抗議集会

一〇年の審理を無きものとし、「公平・中立・独立」の立場を投げ捨て、違法・不当な処分を追認した芦屋市公平委員会を弾劾する

市芦救援会事務局

去る三月一四日、公平審裁決が出ました。一〇年を費やして争った「教員身分を奪う転職」「裁量権の法的限界」等に関して、公平委は検討内容や判定根拠を一切示さず、処分者側主張をそのまま引用して処分を追認しています。破廉恥きわまりない不当裁決です。

そこで、急遽三月二九日に兵高教、支援する会と共催で抗議集会を開きました。当日はあいにくの雨天で、準備も短期間ではありましたが、兵高教をはじめとした教組、民間労組、市民、卒業生等の支援の方々が多数参加下さいました。ここに厚く御礼を申し上げます。

当日集会に先立ち、同会場で救援会幹事会を開き、署名活動、裁決等に関する報告と今後の闘争の方向等について協議を行いました。玉本会長から、裁決書のあまりの無内容さに対する怒りと、公平委の「公正」「中立」を放棄した姿勢へのきびしい批判が出されました。

た。そして、「今日の政・官・財の腐敗に対し労働組合も怒りを忘れていない」と、不正に対する怒りを持ち続ける原則的立場を強調されました。玉本会長の話が続く中で、次々と集会参加者が集まってこれ、会長の熱気あふれる話がそのまま抗議集会につながっていくこととなりました。

抗議集会は市芦分会吉村先生の司会により進行し、まず、救援会事務局長滝山から経過報告を行いました。短期間に五〇六二五名の公正裁決要請署名が全国各地から寄せられたこと、日教組傘下の各都道府県教組をはじめ、地元芦屋地労協参加組合、県下の全通、自治労等の労組、市民・卒業生による地道な活動が大きな励みとなったことの報告がありました。それを踏みにじる裁決の不当性を徹底的に明らかにし、神戸地裁で処分の違法性を明らかにさせていく闘いの支援要請を行いました。

次に在問弁護士から裁決書について弁護団としての見解が表明されました。争点を巡って公平委としての判断が示されず、処分者主張をそのまま追認した裁決書であり、もはや公平委としての存在を自己否定したものと断言され、その責任を厳しく問われました。公判において一層処分の違法性を明らかにしていくとくみの重要性を指摘されました。地公法上の公平委の位置付け等は後掲資料に示されていますのでご参照下さい。

続いて兵高教山下書記長、芦教組伊藤支部長、そして支援する会の山崎先生からは、公平委の処分者追従姿勢への批判と、引き続き市芦反弾圧闘争を支援していく決意と連帯の挨拶をいただきました。

そして、本集会ではじめて、市内の仮設住民の方々が被災者の生活を守る闘いを支援してこられた市民の方々からの心からの励ましを頂きました。この間の芦屋市の仮設統廃合

の強行、被災者切り捨ての「復興」の実態を前に、自らの生活を守る闘いをつづけてこられた方々にとって、市芦処分の本質である生徒切り捨て、教師切り捨てが、被災者切り捨てと同質であると受けとめられ、地域の生活に根ざした闘いを共に築こうとかけつけられました。

さらに、兵高教阪神支部の石塚先生からは、「八人の先生方が一〇年間反省しなかったことで出された裁決」であり、だからこそ、「反省しないまま学校にどうやって戻るか」の集会だと、持ち前のユーモアとねばり強い闘いの持続へのゆるぎない確信をこめた挨拶をいただきました。

最後に、申立人八人全員が会場前面に立ち、市芦教組深沢委員長から、長期にわたるご支援への御礼と、今後とも、「つながるべきところへつながり、生き延びていく闘い」を持続していく決意を表明し、引き続きの支援を要請しました。続いて石橋申立人によって、公平委員会に対する抗議文が朗読され、参加者全員によって採択をし、熱気あふれた抗議集会を成功裡に終えることができました。

なお、集会の中で「被災者の生活を守る闘い」カンパを参加者に協力依頼して、二七七八〇円が寄せられました。仮設自治連合会に手渡され、被災者支援活動に役立てられることとなりました。厚く御礼を申し上げます。

当日資料から、申立人らと市芦に残る教師とのつながりの中で、一人の生徒の就学保障から進路保障にいたる三年間の生徒・教師の歩みを転載しています。

本集会では、私たちの教育運動の火が、その姿・形を変えつつも、常に周囲の方々の温かいつながりを糧にして、小さくとも燃えつづけ、生き延びていく道筋を照らしていることを参加者全員で確認し合えたと思います。「子どもは外見はちがっても純なものです」「教師も純でなければいかんし、市芦は市民の学校です」と生徒・教師を励まされた市芦仮設の小野さん。「子どもの教育権と被災者の居住権は対立しない」と、すべての人の権利の共存を訴えられた仮設自治連合会の小林さん。そして、戦後五〇年の歴史で築き上げたものを抹殺する動きに一つ一つ応えねばと決意された佐治さん。さらには、この一〇年間の「時代の困難性」の中の市芦の闘いを位置づけ励まされた石塚さん。

本集会のこれらの人々の言葉を貫く「思想」と「情念」こそが、私たちの新たな出発を確実に押し出すものであることを、参加者全員で確認しあえた、そのような集会であったと思います。

意に沿わぬ「場所」で「限られた時」を刻む申立人の先生方への励ましをいただいた皆様方、本当にありがとうございました。

活動日誌 1へ抜粋 1996.12.15~1997.2.10

- 12・15 阪神大震災越年まつり参加。
- 16 通信No.88、最終準備書面発送。
- 17 芦屋市仮設自治連合会対市要請（立ち退き強要行政に再考を）
- 22 市芦仮設もちつき。
- 24 公正裁決要請署名（二次、一二〇三三人分提出。計四八〇九八名）
- 一九九七年
- 1・6 市民がつくる芦屋会議参加。
- 7 弁護団会議。兵高教旗びらき。
- 8 解放同盟芦屋支部旗びらき。
- 13 法対会議。
- 16 弁護団会議。
- 17 「北村市長に死者を悼む資格はない」市民が作る芦屋会議ビラまき。
- 19 （同右）市民集会。
- 20 弁護団会議。芦屋地労協旗びらき。
- 24 弁護団会議。
- 28 第八回神戸地裁公判（原告深沢証言）通信No.89発送。
- 29 公正裁決要請署名（二三四人分三次提出。計五〇三三二名）
- 31 宝塚市立養護学校暴力事件市教委交渉。
- 2・2 麦の家新年会。
- 5 市民がつくる芦屋会議。
- 10 仮設自治連合会総会にオブザーバー参加。

判定根拠も示さず処分者主張に追従 公平委の存在を自己否定した裁決

弁護士 在間 秀和

裁決書はみなさんお読みになっていないと思いますが、結論的に申し上げて読む必要は全くないと言えます。中味は処分者側の最終準備書面と全く同じと言えるものです。

まず、この裁決書の問題点は、その体裁が民事訴訟判決の体裁と全く同じということとです。まず、「事実」という項目でお互いの主張を整理していますが、この部分だけで裁決書の多くを占めています。

問題は次の「理由」の項目ですが、「事実」の整理をした上で、争いがある点はどれか、それについて判断していくのですが、その書き方が民事訴訟の判決の体裁と同じで、当事者間に争いのない事実を「事実」と認めていくのです。

しかし、公平委員会の裁決にあたって、果たしてこうした民事訴訟と同じような扱いが許されるのか。

まず、こうした一般の民事訴訟と同じ扱いで本件処分を扱うという発想が基本的に間違っているのです。

次に、懲戒処分について「停職一ヶ月」を「三ヶ月間減給一〇分の一」と修正していますが、これは申立人側の主張を認めたわけではなくありません。

処分は妥当であると言い、かつ、市の処分基準に当局は拘束されず、申立人のように上司の校長に反抗的態度をとった者には処分を重くしても良い、とまで言っています。

ところがそのすぐ後で、理由も挙げずに処分を修正しているのです。なぜ「減給一〇分の一」が妥当かという説明もありません。

もっとひどいのが転任処分についてで、「理由」のところでも中味を判断しているところはほんのわずかで、一番の問題になった指導員身分については、わずか一頁半しかなく、教員から指導員への異動は「水平異動」で降格処分ではないと、これまた、処分者側の主張をそのまま引用して書いているのです。

開いた口がふさがりません。

鈴木先生の転任については、わずか四行でして、「年度途中の異動処分も処分者の裁量権



の範囲内のもの」と、何の根拠も示さず結論だけを書いています。

七人の先生方の転任処分については、一頁に二人分位の量しかなく、処分者の主張を引用して「公務の必要性あり」「人事権の濫用ではない」と、これまた結論だけを書いていきます。

(以下、公平委の役割等について述べられています。集会当日資料から以下転載してきます。あわせて、村田弁護士のコメントも転載しておきます。)

強制配転に関する公平委員会の裁決の不当性について

1 裁判所や公的機関からなされた判決や裁決や命令等については、普通は、その内容が正当なものであれ、不当なものであれ、私たちはその内容を十分に検討した上で、その当否を評価する。しかし、今回の「裁決」については、その内容を一読する価値もない。「裁決」の内容は次のとおりである。即ち、

申立人の主張(私たちは膨大な準備書面で、全ての処分についての不当性を徹底的に指摘した)については、全て無視した上で、処分者側の全くお粗末な「主張」を並べ、結論として、「処分者側の主張は全て認められる。」「この認定事実を覆すに足る証拠はない。」「申立人の主張はいずれも措信できない(信用できない)。」「としただけのものである。そこには、ただ無意味な言葉が並べられているだけで、論理も何もない。」「小学生の作文」と評価するとすれば、小学生がかわいそうな程のものである。

「裁決」の内容を読む必要もない。読めば、ただ虚しさとかばかしさを感じるだけであり、精神衛生上よろしくない。今回の裁決はそれだけのものではなかった。

私たちは、先行した長瀬さんの件に対する公平委員会の「裁決」を見て、その段階で、公平委員会には見切りをつけ、一九九五年三月、神戸地裁に本訴を提起した。その段階で、すでに今回の結論は予想されたものである。しかし、これ程のひどさとは予想しなかった。

「裁決」の内容のひどさについては、私たちの最終準備書面を読んでいたが、「裁決」を斜め読みしていただければ十分理解できると思う。ここで考えざるを得ないのは、もっと根本的な問題である。

2 一つは、「公平委員会」とは一体何なるものか、という点である。地方公務員法七条で、「人事委員会・公平委員会」の設置が定められている。その趣旨は次のように説明されている。「地方公共団体における人事権行使の公正を保障するために設けられている。」「不利益処分の審理を担当する人事(公平)委員会は、当然のこととして、公平・中立で、迅速な救済をする使命を負っている。」「準司法機関としての機能をいとなむ人事(公平)委員会、処分者に対して毅然たる態度でのぞみ、真に公務員労働者の権利救済の機能を発揮することが要求されている。」「正に、行政による人事権の不当な行使に対して、公務員労働者の権利を擁護するための救済機関として位置づけられている。」「

しかし、処分を受けた公務員労働者は、原則として、いきなり裁判所に訴え出ることとはできず、まず、人事(公平)委員会に不服の申立をしなければならぬ(不服申立前置主義)。これほど大きな役割を与えられている機関である。

かつて、最高裁判所は、一九七三年の「全農林警職法事件」の判決において、公務員労働者に対する労働基本権の制限を正当化する理由として、「代償措置」の存在を強調した。即ち、公務員労働者には、人事委員会・公平委員会という救済機関があり「代償措置」が

とられているから、労働基本権が制限されるのもやむを得ない、という理屈である。であれば、当然にこの「代償措置」が機能を発揮しないと理屈に合わない。その現実が今回の「裁決」である。

今回の「裁決」は、公平委員会がその職務を放棄した、ということにとどまらず公平委員会そのものがその存在を自己否定したと断言して差し支えない。

地方公務員法九条は次のように定めている。「(公平)委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。」「現在の公平委員は確かに「議会の同意」を得た上で、市長が選任しているのだから。しかし、この九条に定める前半の重要な要件がないがしろにされている。

3 二つ目に重要なものは、教育公務員の基本的な身分についての配慮の問題である。教育基本法六条に定められている、「教員の身分尊重」「その待遇の適正」については、全く一顧だにされていない。もともとそのような理念を理解しようとしてもいない。そのような公平委員に本件のような重大な問題を判断する資格はない。

しかも、本件は、現場の教員が「指導員」と

一〇年前にこの強制配転処分がおきて以降、日教組の分裂もありました。その時、市芦の皆さんが日教組に残り、兵高教として市芦の公平審のとりくみについて支援をしてきましたが、不十分であったと反省しています。署名につきまして、兵高教本部から全国の各単組に依頼をし、短期間ではありましたが非常に反響は大きく、各地から署名が届けられ心強い思いがしました。しかし、結果としてこういう裁決が出て、公平委、人事委というのはいく何をしていのだらうという気がしています。震災の年、勧告をおこなわなかった人事委員会とは何かという思いを持ってきました。今回の芦屋の公平委は、公務員労働者をいじめの側に立っているのか、中立の立場と言いつながら、権力、当局側に立っているのではないのかと思います。この一〇年間の市芦の斗いは、こういう人事をおこなせないという歯止めをかけてきたと思います。それにしても実際、組合員八名

処分の回復を目指し さらなる支援を

兵高教書記長 山下 弘巳

同じ教育労働者として、簡単に職種をかえられるということに非常に恐怖をおぼえている状態が一〇年間ありました。公平委については私もあまり信用していません。震災の年、一番必要な人事委勧告を出さないという人達だと、行政側に立っている人達だと思っています。今年、市芦が生徒募集定員を二二〇名から八〇名にも減らしました。なおかつ七十七名の受験者の中から三名も不合格にし、七十四名しかとっていません。これは市芦処分の問題と、市高改革の問題、あの松本元教育長がいまだに北村市長、教育委員会の後にいるという状態が芦屋市で続いているということだろうと思います。義務制現場への攻撃もあり、共に闘っていき、春を迎えられるようにしたいものです。

共に闘おう

兵教組芦屋支部長 伊藤 進一

切り捨て教育に

に対する処分が回復されていないということに憤りを禁じえません。公判斗争もあり、兵高教本部としてもできる限りの支援をしていきたいと思っています。

被災者切り捨て 教師切り捨ては許せん

市芦高校仮設住宅自治会 小野 純雄

市芦高校のグラウンドの仮設住宅にあります。現在、二二戸、五〇人位が生活しています。一年半前に仮設が建てて以降、行政が何かする前に、お互いに守り合い、助け合いをしなくてはと、一人一人の生活感覚に根ざした自治会、我々はふれ合いといいますが、そういうものがなくなってきました。せっかく学校の一角を使わせてもらっているという事で、学校の皆様とおつき合いを、ということ、学校の行事などに出させてもらったりして、市芦の先生方、子どもさん方と我々仮設住民は良い雰囲気ですこせてこれたと思っています。ところが、昨年五月、突然「学校敷地内仮設は教育上よろしくない」と北村市長が一方的に新聞に発表し、「住民は移ってもらう」ということを新聞ではじめて知りました。その一ヶ月前には、「もう一年期限を延長して住んでもらう」という契約を交わしたばかりで、その直後にこういうことが発表されたのです。

《懲戒処分》裁決の 不当性について

弁護士 村田 喬

1、別件長瀬事案の裁決書の前例があったので期待はしていなかったが、これほどひどい内容とは思っていなかった。呆れ果ててもいい言えないとは、このようなことを言うのであろう。一体この一〇年間に及ぶ審理は何だったのだろうか。公平委員会は何のためにあるのだろうか。公平委員たちは何をしてきたのだろうか、証人や申立人本人の証言を聞いていたのだろうか。証拠を

2、懲戒事案について 処分内容は、「停職一ヶ月から三ヶ月間減給一〇分の一」に修正されたが、姑息な解決という他はない。申立人らの主張した「教員の勤務形態の特殊性」を何ら考慮せず、「勤務時間の割り振り」がなされていなかったこと、「勤務時間の運用」は従来から弾力的になされていたことについては客観的な事実を無視し、処分者の主張をそのまま認めてしまっている。しかも処分者の指摘する日時には、申立人らが支部執行委員会に出席していないとの証拠を提出しているにもかかわらず、十分な証

拠もなくこれを退けている。要するに申立人らのいうことはすべて信用できないということであろう。様々な証拠を検討して判断するという作業を公平委は頭から放棄しているものといわざるを得ない。支部執行委員会への出席に関する労働慣行の存在についても同様であり、緻密な検討は一切なされずに、否定する結論のみが示されている。本件裁決は、判断に至った理由に説得力が乏しいというより、理由そのものが示されていないといつてよい。しかも公平委員らは「不当労働行為」が何であるか全く分かっていない。あれほど詳細に立証してきたにもかかわらず、不当労働行為の成否については全く検討されていない。労働法の知識がないのであれば公平委員になど就任しないでもいいものである。(配転事案についても許し難い、恥ずべき裁決という他はない。申立人らの主張に対する判断が全くなされていない争点が大部分であるといつてよい。本件処分を理由らしい理由もなく追認するのが公平委員会の任務であろうか。怒りを禁じ得ない)

次回公判
五月二七日(火) 午後三時
原告証言(鈴木)

本職は大学で日本近代思想史などを教えています。震災の後、芦屋はたいへんでごらんになったら分かりますように、まだちゃんとした街造り、復興が出来ていない。そのために私たちは何かできるのではないかと一緒にやっています。

裁決書を読まして頂いて、非常に腹が立つ。一〇年たってこんなものしか出さない。まさに開いた口がふさがらない、なにを考えているのか。ばかばかしい。あきれ果ててもものいえないと言ふことにつきています。

教育に携わっているものは本心に大事な専門職です。そういう人が専門職から一〇年以上も引き離され、全然ちがう職場で元に戻さないと、こういう市は他にないんじゃないかな。そういう意味では芦屋市は最悪だと思います。

私たちが震災のあと市民運動をやってきた、行政といろんな形で話し合いをしてきました。そういう行動の中で、芦屋市というのが国際文化都市とまったく違う、市民の生活や

市民運動の あらたな展開を

市民がつくる芦屋会議 佐治 孝典

市民の自由をすこしも考えていない市だということを経験したわけです。それこそ開いた口がふさがらない。あきれはててもものいえない。

そういう運動の中でむなしさもありますし、憤りもあるわけです。

もう少し広く考えますと、日本全体があきれ果ててものいえないということがある。私は歴史をやっていますが、歴史でも自由主義史観研究会とかいう人たちがばかばかしいことをいっているわけです。

私たちも、こういう実証なものもないイデオロギーでしかものをいわない人たちが、この五〇年間私たちが作ってきた歴史観というものを全部つぶしていこうとしていることに對して、一つ一つ反對していく気も起こらなかった。あまりにもばかばかしくて。

もうすでに実証済みで事実として明らかであることを全部ひっくり返してしまふ、最近そういう運動が、かなり若い層、またかなり年をとった人が日本帰郷を求めている人たちが声を出すようになりまして、発言権を持つようになっている。

東大の先生がいつているから間違いない、我々が考えていることは間違っていない、とんだ。教会の中でもそういうことを言い出した。

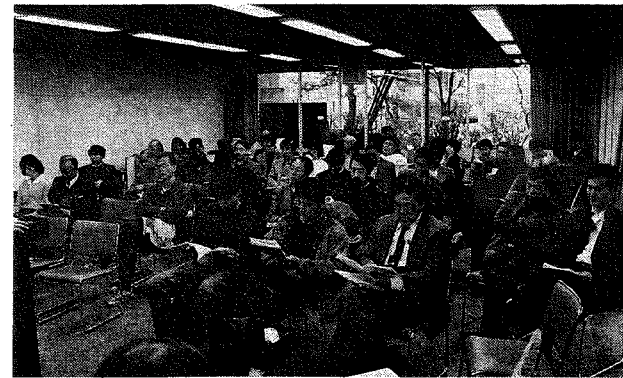
それに対して反論するのばかばかしいと

思っていたのがいけないと、一つ一つこれに應えていかなければいけないと考えています。これは今の政治をみましても、本当にあきれ果ててもものいえない。だけど日本全体がそうなりつつある、そのなかの一つだと思えば少しは腹の虫も収まるのではないかな。

でも収まってもそれですむわけではないんですから、これから私たちの闘いが大事なところにいるのではないかな。その一つを今すぎたと考えます。

そういう意味でこれから私たちは市民運動を続けて、芦屋の市民が作る芦屋、市民のための芦屋、そういうようなものをつくっていくための運動をつくっていくと同時に、こういう運動を市民の中にもっともっと広がりをもった運動としてすすめていかなくてはと思っています。

芦屋市というのは最悪の市でも、芦屋市民の中には頼りになるいい人がたくさんおられますから、そういう人たちの掘り起こしていこうじゃありませんか。頑張りましょう。



こういう市の態度に不信をもって我々が会合を重ねる中で、市芦の先生方、とくにこの処分問題で苦境に立たされている先生方が応援にかけて下さったのです。

私は昨年はじめて市芦の先生方が一〇年前にひどい目に会って、その後、根気強く闘っておられるということを知りました。

先生方と生徒さんらの関係を聞くにつけて、こういう学校こそ市民の高校として、不登校の生徒も通える学校として必要だと思います。それを、市の一方的都合で、気に入らん先生を異動させるということをやっている。

悔しさ、口惜しさを 共有した闘いを

市芦反弾圧闘争を支援する会

山崎 貢

定時に勤務しています。一八年になります。といひますのは、一八年前に通信制の青雲高等学校が弾圧され強制配転された。その中で敵本先生が首を切られる。青雲反弾圧闘争は和解という結果でした。五年間でした。

市芦は、公平委員会の裁決がでるのに一〇年、そしてこれから神戸地裁の裁判闘争が続いていく。この一〇年、私たちも市芦闘争を支援していく会として、経済的な面、集会、市芦の闘いに連動しながらも、力不足だったと

申し訳なく思うわけです。

しかし、この裁決たるや、悔しさ口惜しさむちゃくちゃだと思ふわけです。けれども、公平委員会がなにも中味をよう書かんかったということは、私たちが勝ったと思つたらあかんのでしょうか。無責任な言い方かもしれませんが。

生きている子ども達を相手にする仕事を自分の仕事やと思ひ、そこに喜びと、うれしさを持つてきたのが、市芦の先生でもあっただろうし、僕らでもあった。生きた人間を前にする仕事を出来なくなる、この悔しさみたくないものを思つたら、目には目を歯には歯をじゃないんだけど、あいつらやめさす手はないやろかなと素人ながら思うわけです。

これから腰すえなおして、やりなおし、五月二七日の公判の傍聴席をここにおるメンバーで一杯にしましょうや。

青雲で闘ってきたメンバーも多く参加したわけです。僕たちも一つの闘いをやってきて、現場でこちとちとるなかで、一つだけいえるのは青雲を闘つたメンバーは誰もいゆる権力にすり寄るといいますか、かたちでいいますと管理職の道を歩むといいますが、そんなことを誰もしていないということを私たちひとつの財産としていますので、その財産を思い出しながら二七日数多く傍聴席に座りたいと思います。また一緒にやりましょう。

子どもの教育権と被災者の生活権を 対立させる芦屋市行政を許さず

芦屋市仮設自治連合会 小林 洋一郎

私は震災前までは会社人間でして、震災後いろんなことに関わってきました。芦屋の市長は弁護士出身であり、弁護士というのは弱い立場の人たちになんとか目を向けてくれる人だというイメージをもっていたが、芦屋市長にはそういう目が全然ない。

公平委員でもそうですね。公平であるものが公平でない。

仮設において、学校にあるからというだけで、その生活をしている基盤を全く無視して、奪おうとしている。

お年寄りがせっかく二年かけてようやく隣近所と安定した生活になったのを、別な仮設に移れと、移った先で、入ってこられるんですけれども一歩も二歩もさがって交わろうとされる。

若い時はまだいい。お年寄りが一歩も二歩もさがって人間関係を作っていくというのはすごいエネルギーがいる。そういうことを全然配慮していない芦屋市に対して非常に憤りを感じる。

今、仮設の契約の更新をしています。市芦は更新しないと、潮見中学校も更新しないと、若葉町では今やっています。

契約書というのは、甲と乙があって対等な立場で話し合いができるというのが基盤にあつて契約書です。

ところが今年の契約書にはこうかいてある。甲は、芦屋市です、「甲は入居者の安全上の観点から住宅団地を統廃合しようとするときは、その三ヶ月前までに乙に移転を告げなければいけない。」

統廃合の話は新聞でしかかかなかったから一歩前進でいいんですが、その第二項に「乙は甲より前項の内容を告げられたときはその方針に協力するとともに、期日までに住宅をあげわたし、移転先の応急仮設住宅使用貸借契約書を締結しなければならない。」

市と住居者との間に協議をした上でとか、話し合いをした上でとか、合意をした上でとかいう文言がひとつもない。芦屋市が出ていけいって出でいけいかなかん。それで契約書と

いつているんです。こんな契約書じゃないんじゃないかな。まったく非常識な芦屋市です。

もう一つ、建設部参事倉地に自治連合会と話し合いをするよう申し入れをしたら断ってきた。なんで断ったかというのを文書でよこせというと、こういう文書がきました。

「電話で返事しましたが、仮設住宅は団地ごとに、各入居者にそれぞれの事情が異なるため市は各団地単位、また入居者と個別に話し合いを持つ考えです。このため貴会とは話し合いを持つ考えはございません。」これだけの文書なんです。

なんで会わないかという理由が出てこない。公平委員会の裁決と全く一緒なんです。

我々は事情が異なるが故に、話し合う課題がある。その辺を話して文書をもう一回問い直しをした。

折り返したのが「二月二十八日付で文書で回答したとおり、市は各団地単位また、入居者と個別に話し合いをして解決していく考え方で、貴会とは考え方が異なるかと存じますので申し入れに沿うことは出来ません。」

考え方が違うからこそ話し合いをするべきで、こういう返事を堂々と文書で出してくるのが芦屋市です。

仮設の子どもの教育権

員会でもいったんですけれど、あんたら仮設のことでは教育的配慮というが、仮設の子ども達のことをどれだけ受け止めてしっかりやってくれたんか。この二年間という動きをしたんか。教育委員会は返事できない。

仮設を追いつために子供を餌にするだけ。だから教育的配慮という言葉で、ごまかされるけど、仮設の子供たちの実状にもっと目をみんな向けてほしい。家においてよいえない子供、そういう友達関係の難しさ、大変だろうと思います。

それから、ある仮設の中学生ですが、お父さんも社会的にも問題のあるお父さんで、お酒もよく飲むんですが、子供さんは素直な非常によくやさしい子で、震災のボランティア活動

「反省しない」先生方を 現場にとり戻そう

兵高教阪神支部長 石塚 健

裁決書を見せてもらった後、一〇年前に市芦が出した『時を刻む』をもう一度読んでみました。市芦分会、とくに配転された八人の先生が、どんなことを目指し、どんなことをやってきたのかという一〇年余の記録が入っているわけです。

読んでみて、ああ、やっぱり今の芦屋市だったこれらの先生を教育現場においとかへんやろなと思う内容だったわけです。部落の子、朝鮮人の子、障害を持つ子に関わり、ということはすべての子に寄り添ってその子どもたちが学校にこれるような就学保

学校の仮設におる人たちは、子ども達に運動場を早く返したいと思ってるんです。出ないんちがうんですわ。出られないんです。そこが分からない。そのことを我々は訴えないかな。なかなか市民にもそれが分かってくれない。

こないだ、子ども達がどういう反応を示したか、涙がでてるんですが、潮見中学校で今年卒業した子ども達が仮設のお年寄りにカードを渡した。卒業生一人一人が書いた。お年寄りが涙を流しながらよんどられました。あそこ運動場を半分返した。そのことに對して子供がこういう言い方をしています。「仮設の生活は大変です。大変なところを仮設を半分返して運動場を返してもらってありがたいと御座いました」とかいてある。

その子供の親が、仮設を撤去してもらおう要望書を出し、撤去する署名運動をやるうとしています。子供がこれだけ素直な気持ちでお年寄りやあるいは仮設の人たちと交わろうとしている。そのことを大人たちが冷たい目で見るとするのは悲しいことです。

子供の教育権と居住権と喧嘩するもんじゃない。そういう関係ではない。あらゆる権利は共存できる関係ははずなんです。

その関係を模索していくのが我々市民でもあり、行政の仕事だろうと思います。教育的配慮ということをいうんで、教育委

障と、そして力をつけて各々の進路を切り拓いていく闘いをやってきた。

それが、市の行政、教育行政にとって一番処分したかった理由だろうと思うわけです。

今回の裁判が出た理由ははっきりしてるわけですが。つまり八人の先生がちょっと反省してない結果だと思っています。(笑)(そんなことない、日々反省してるぜ)(してへんぜ、やっとなること一緒やないか)(笑)

本間に、権力側の目からして(先生、ほんまに権力側ちゃうか)(笑)……

今、市芦がたくさんの仮設の方々に関わっておられることも、この本の中のつながりといえば当然のことをやってるわけですけど、それも反省してない一つの証拠だと(笑)(あなたは公平委員か)(笑)

そういう意味で、今日の集会はこの反省しない先生方を反省しないままでもうやったら教育現場に返すことができるのか、ということを考えていく集会であると思います。

裁判書を一生懸命読んだんですが、本当に何も書いてない。私は弁護士先生というのは基本的な人権と社会正義を守るらしい人たちがらうと思っていました。しかし、処分者側の代理人の弁護士は、会うたびに「ああ、誰でもなれるのか」と(笑)、いうように思うようになりました。

しかし、真ん中に座ってた高沢公平委員長

つながるべきところに

つながった闘いを

市芦救組委員長 深沢 忠

裁判書については、一〇年間闘ってきたのがあれかと思うと情けなくなりますが、しかし、長い審理の中で当局の証言も多くとれており、それらの調書は貴重な資料だと思います。それを裁判所に提出し、法的な判断を求めていく闘いを今後も全力をあげてとりこんでいきたいと思っています。

当局は私たちをばとして、仕事もおもしろくない所に長期間おいたら、反省するか、おとなしくなると思ってたかもしれません。私たちにあって、学校に帰り仕事をするとというのが最大の要求ですが、今日の資料の大部分先生の文(後掲)を見てもらったらわかりますが、私たちは学校の外にいても、学内とつながり、また、他の市民の方々、仮設の方々とかつながるべきところは多くあります。

私たちはどんなにはずされても、いつまでも生きのびていくんやということ、今回復帰はしばらくのびましたが、復帰を目指して、今やるべきことをやりながらがんばっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

は弁護士で、これはやはりそういう弁護士ではないだろうと、やはり、高い見識を持ち品性高潔な方だろうと思ってきましたけど、やっぱり弁護士は一緒やなあというのが正直、読んだ結論です。(在間先生はちゃうで)(笑)

時代の困難性を取りこえた闘いを

この一〇年間の闘いは、極めて困難であったというのは、何もこの市芦だけの困難性ではないと思います。この一〇年間は、大きな意味では世界史が大きく変化していく時代だと思います。社会主義と呼ばれた国が自己矛盾によって崩壊していく、あるいは自民党が崩壊し、なおかつそのねばり強い力で再起してくる。バブルがはじけると共に長い長い不況に日本が入っていく。すべてのものがあらためて問われている時期に我々はいらんだらう。その困難性というのを市芦がかかえて闘ってきた。その意味でこの闘いは大変な闘いになっていくんだらうと思います。

最後に、労働組合として同じく一〇年間闘ってきた国労の方々もいますし、私たち兵高教が連帯して闘っている組合に、韓国の民主労総に所属している全教組、まだ合法化されていない教員組合ですが、一〇〇〇名余が首切りで職場を追われて、アルバイトしながらがんばってる組合です。

集会決議

芦屋市公平委員会に対する抗議

私たちは、長年にわたって市芦高校教諭に対する組合活動および教育活動を理由とする、懲戒(停職)処分および強制配転処分の取り消しを求めてきました。不服申し立て以来一〇年がたち、やっと芦屋市公平委員会の裁判が一九九七年三月一四日に出来ました。

貴委員会によるこの間の審理は、誰の目から見ても処分者、市教委の処分の違法性と不当性をこそ証だてるものでした。

本来、公務員の労働権、生存権保障のための労働基本権の制限の代償措置として「中立的な第三者的立場からの利益保障機構」としての機能を果たすべく設けられたのが公平委員会です。その準司法的権限は、公平機能とも称され、任命権の恣意的な行使を是正、排除する重要な手段であると言われています。公平委員会が中立、公平かつ独立して運営されることを法は定めているのです。

しかし、既に一九九四年の別件裁判において貴委員会はその独立性、公平性、中立性を自らうちすて、行政に身をすり寄せて処分者

ご承知のように昨年の暮れ、韓国政府が労働関係法や国家安全企画部法の改悪案を強行可決した。それに対してゼネストで闘いを続けるわけです。その人たちの手紙の中に、「我々は不法と闘っている」という言葉があります。つまり、法を逆用してくるならば、我々は断固として「不法の闘い」を行わなければそれを突破できないのではないかと思います。阪神支部も全力をあげて、これからこの反省しない八人の先生方(笑)と共に闘っていくことをお約束して挨拶とします。



の意のままの裁判をくだしました。それどころか、処分者の立論、立証のほころびを補強しさえしていました。

とりわけ、教員身分の取り扱いについての立論は、教育基本法をはじめとする戦後教育法制を無視し、その根幹を侵すものとして前例を見ない暴論でした。

私たちはそのことを強く批判し、貴委員会が本来の役割と機能を取り返されることを求めました。

本件裁判に関して、芦屋市民はもちろんのこと全国的教育労働者をはじめとする人々からの、公正裁判要請署名は短期間に五万名を越え、それを最終審理の場で貴委員会は受け取っています。

三月一四日に出された裁判は、あまりにもその内容がひどすぎます。全く内容のないものです。具体的な事実、証拠もあげず、「処分者側の主張は全て認められる」「申立人の主張はいずれも信用できない。」の一言で全てを片づけています。論理も何もない、これほど

の暴論はないでしょう。争点の中身に踏み込んで検討したかけらもありません。

一〇年にわたる審理は全く無かったものごとく扱われています。処分者が一〇年前に申立人の不服申し立てに対して出した「答弁書」をほぼそのまま引用しての裁決書と言えます。これほど不真面目で、卑劣な無能な裁決書があるでしょうか。

今回の裁決を下した芦屋市公平委員は三人であり、審査長を勤めた高澤委員は裁判官歴を持つ現役の弁護士と聞きます。石垣委員は芦屋市幹部職員として長年にわたって市行政に携わり、総務庁の行政苦情相談窓口も経験されたと聞きます。相坂委員は全国の造船労働組の中央執行委員長として途中から本件に関わりを持たれました。あなた方は公平委員を引受けたとき、それなりの職責を感じていたのではないですか。世間的には、三人の委員はそれぞれの部門で有能であり見識もあり、良識をも持ち合せた人格と見られますが、こと今回の市芦高校処分公平審裁決に見られる異様なまでの無能さと非常識はなんと理解すればいいのでしょうか。裁決書の不真面目さ、卑劣さと無能さは、「処分者を勝たせるという結論」を引き出すための作文を仕上げる必要はなかった、市公平委員会の本性に由来するものとしか理解できません。

ひたすら処分者の言いなりになり、その職

務を放棄し、その「独立・公平・中立」の立場を投げ捨てた芦屋市公平委員会は自己破産しています。

私たちは、このような委員会とその委員会が出した裁決を認めることは出来ません。私たちは、今回の裁決に心からの憤りをもって抗議します。この抗議を受け止められ、貴委員会が自らの責任を明らかにされることを要求します。

一九九七年三月二十九日

市芦処分公平審不当裁決抗議集会参加者一同

市立元教諭らの処分軽減

一九八六年九月から八八「停職一カ月」の処分を受けた二人については、「重きに失する」として減給処分された問題で、市公平委員会は（高沢昭昭委員長）は十四日、教諭ら九人が停職や行政職への配転処分の取り消しを求めた不服申し立ての裁決を出した。

行為には処分加重事由が存在する」としたが、処分内容などを総合して「重きに失する」とし、三カ月間減給十分の一に修正した。この問題を巡っては、教諭側が市教委を相手取り、裁決が市教委を相手取り、処分を取り消しを求めて神戸地裁に九五年三月に提訴している。処分が修正され

申し立て棄却

市芦屋高教諭八人 配置転換に不服 芦屋市立芦屋高校教諭から市教委に配置転換された職員八人が昭和六十一年から六十三年にかけて、配置転換を不利な処分として市教委を相手取り、不服申し立てをしていた問題で、市公平委員会は十四日、職員七人の配置転換は妥当と承認し、教諭に復職した元市教委職員については申し立てを棄却した。

（産経）

（朝日）

一九九七年二月、芦屋市公平委員会の裁決を直前にひかえ、市芦高校を一人の生徒が卒業していった。

不安定な生活上台の上で踏ん張りとおし、「松本教育改革」によりぼろぼろにされた市芦の中を三年間を生き抜いた生徒だった。仲間がとばされ、共同作業というものなど、

第三回市芦高校卒業生答辞

自分の意思で決め、やれるところまでやってみようとしてきた三年間

卒業生代表 前田 竜 徳

卒業にあたって、胸にこみ上げてくるものがたくさんあります。僕は卒業の報告を誰よりもおばあちゃんにしたいのです。僕はおばあちゃんに育てられてきました。おばあちゃんは今で八二歳です。両親は僕が四歳ぐらいの時に離婚し、お父さんに引き取られますが、僕をおばあちゃんに預け、尼崎で生活していました。もっとも、お父さんはしょっちゅう芦屋の家に帰ってきています。お父さんは体をこわしていたこともあって、植木屋の手伝いやビール工場、スーパーの下働き、工事現場の仕事などをしてきましたが、いずれも臨時的なもので、半年と続けられませんでした。

とうになくなっていくか見える市芦の中にあって、一人の生徒とそれを包む教師と、そしてとばされた元教師らが、学校の内外で繋がりながら築き上げた一つの事実がある。これもまた、私たちの闘いの一角であったのか。

高校へ行きたかったのです。

中学校では、勉強が分からなくなっていたし、勉強しようという気持ちはありましたが、できなくて、高校の選択肢は、市芦しかありませんでした。市芦は「怖そうなお所」「不良がいる所」といった噂もあつたりしました。小学校から中学校へ入学するときも中学校についてそんな噂がありましたが、入ってみるとどうということはないので、あまり気にしていませんでした。

不安もあつたけれど、幸い市芦に合格していました。

合格直後、中学の担任と市芦の先生が来てくれました。その時、お父さんは僕を「高校へ行かせない」と言いました。お父さんの反対理由は、お金がなかったし、おばあちゃんが寝たきりに近い状態になったことで僕が学校へ行くための生活基盤がないことでした。でも、ぼくはどうしても高校へ行きたかった。お父さんは酒ばかり飲み、全く働かないし、おばあちゃんとのいさかいたえなかった。僕は絶対ににお父さんのようにはなりたくないと思っていたので、僕はお父さんに高校へ行きたいと訴えました。

お父さんは納得しないながらも、僕は市芦へ行くことになりました。しかし、教科書や制服を買うお金がありませんでした。

そのため、僕の家は、おばあちゃんのわずかな年金で毎日ぎりぎりの生活をしてきました。中学三年で進路の決定をむかえたとき、自分が働かないといけないと思い、進路は就職とずっと考えていました。しかし、中卒ではどこへも入れないし、友達にも「就職するつもりなら高校だけは出とけよ」と忠告を受けていました。三者面談には、その時七八歳のおばあちゃんがいっしょに行ってくれて、「高校へ行きたいんやったら、行き」と言っ、ぼくの気持ちを後押ししてくれました。お父さんの友達や小さいころからずいぶんお世話になっていた民生委員の人からも、「高校だけは」と言われていたから、どうしても

おばあちゃんがどうしたらいいのか民生委員の人や、福祉の人に相談に行ってくれました。そのことが学校の先生に伝わり、入学支度金を借りることができ、必要なものが買えました。

しかし、それからが大変でした。おばあちゃんは七四、五歳まで働いていたので、それまでの無理がたたって、とりわけ足が悪くなって寝込んでしまいました。それ以後、食事や洗濯は全くできなくなりました。お父さんがいるときは、食事を作ってくれましたが、買い物は自分がしたし、自分で食事を作らなければならぬようになりました。

なによりも、毎日の毎日の家計をまかなっていくことが大変でした。それは自分の力をこえることでしたので、お金の管理など担任の先生の力を借りながら、家賃や米屋の支払いをはじめとして、学校へ行くための生活基盤をつくりだしていきました。

高校生活が始まってしばらくは、話の合う友達がいまませんでした。友達を少しでも早くつくりたい気持ちでした。そのころ、ときどきM君が話しかけてくれました。もしかしたら友達になってくれるかもしれないと思い、昼食のとき、「俺も一緒に弁当食べてもいい」と思い切っていってみました。M君は「いいよ」と快く仲間に入れてくれました。

M君も奨学金を受けていました。お互いそ

かったおばあちゃんの足はもう立つことさえできなくなっていました。下の世話もしなければならぬようになりました。

仮設に入ってから、おばあちゃんの世話は自分でできるのか、ずっと面倒を見ていけるのかずいぶん不安でした。しかし、病院での出来事を思いました。それに、おばあちゃんがずっと面倒を見てくれた、今度は僕が面倒を見なければという思いがありました。

福祉の人からは、おばあちゃんをこの際、老人施設へ入れたらどうかという誘いが何度かありました。高校生が、下の世話なんかするのは酷だし、世話をしながら学校へは行けないと言うのです。おばあちゃんや僕のことを考えてのことでしょうが、でも、そこに住むおばあちゃんと、僕の気持ちは何より大切だと思うのです。

おばあちゃんの世話をするようになってから、はじめはすごくしんどかったです。ずっと世話をしていくのかと思うと嫌になったときもありました。一番しんどかったことは、おむつを代えることでした。その度に、おばあちゃんは「ごめん」とあやまっていました。そんな時に思い出しました。おばあちゃんが泣いていたのを、どんなに一人で寂しかったかというのを、そう思うと僕がしなければ、僕しか面倒をみる人がいないんだ、自分に言い聞かせるようにして今までやってきました。

今では、さほど苦しいということはなく、するのが当たり前という気持ちです。

おばあちゃんの世話は、もちろん僕一人です。できたわけではありません。特に昼間、僕がいなくて食卓の支度やおしめを代えるなど、親身に世話をしてくれた、ヘルパーさん達がいたからです。お父さんも時には食事の支度をしてくれました。

仮設へ入った頃は、おばあちゃんが大声を出して近所に迷惑をかけないか、ほとんど寝たきりの状態で仮設での生活に耐えられるか心配していました。おばあちゃんは気持ちのうえでもずいぶん落ちついていました。

おばあちゃんを病院から引き取って、一緒に暮らしていくことは悩みに悩んだことでしたが、そうすることで僕自身が大きく変わるきっかけとなりました。「難しくても、やっていけそう」という自信が何となくできてきました。それはおばあちゃんのことだけに限りませんでした。

三年生の初め、学年集会で進路の話がありました。「就職は難しい、しっかり勉強をしなければいけない」というものでした。それ以後、毎日、放課後友達といっしょに残って勉強しました。中学の時からずっと就職できるか不安でした。とにかく仕事ができればいいと考えていました。

僕は就職先に地元のスーパーマーケットを希望しました。おばあちゃんとの生活を考えることでもありました。

就職試験では、面接が重視されるのですが、僕の場合は、家のことをどう話していくのか、不安な点が多くありました。それに、緊張せずと言えるか、すごく心配でした。

試験は九月、夏休みも毎日学校で勉強や面接の練習をしました。面接の練習を何度もやってもらっているうちに、自分の姿をありのままに示せばいいということで就職への心構えができてきました。

試験当日は、面接で、言いたいことは半分以上しか言えませんでした。それでも、終わってみて、やるだけのことはやった、と思いました。

担任の先生から「合格した」と聞いて、すごくうれしかったです。これまでの苦労が報われたと思いました。

後になって、お父さんが「背広を買いに行こうか」と言ってきました。父親と連れだって買い物をするのは久しぶりでした。高校へ行くことに反対していたお父さんなりの答えだったようにおもいます。

この三年間、できるかなと不安に思ったことは何度もありましたが、自分の意志で決め、やれるところまでやってみようとしてきまし

おばあちゃんがどうしたらいいのか民生委員の人や、福祉の人に相談に行ってくれました。そのことが学校の先生に伝わり、入学支度金を借りることができ、必要なものが買えました。

しかし、それからが大変でした。おばあちゃんは七四、五歳まで働いていたので、それまでの無理がたたって、とりわけ足が悪くなって寝込んでしまいました。それ以後、食事や洗濯は全くできなくなりました。お父さんがいるときは、食事を作ってくれましたが、買い物は自分がしたし、自分で食事を作らなければならぬようになりました。

なによりも、毎日の毎日の家計をまかなっていくことが大変でした。それは自分の力をこえることでしたので、お金の管理など担任の先生の力を借りながら、家賃や米屋の支払いをはじめとして、学校へ行くための生活基盤をつくりだしていきました。

高校生活が始まってしばらくは、話の合う友達がいまませんでした。友達を少しでも早くつくりたい気持ちでした。そのころ、ときどきM君が話しかけてくれました。もしかしたら友達になってくれるかもしれないと思い、昼食のとき、「俺も一緒に弁当食べてもいい」と思い切っていってみました。M君は「いいよ」と快く仲間に入れてくれました。

M君も奨学金を受けていました。お互いそ

のことを知り、家庭での生活が大変であるということを本音で話せるようになりました。

奨学金はばくが高校生活を続けるうえで、大きな支えとなるものでした。中学のときは誰が奨学金を受けているか分かりませんでした。が、市芦ではクラスで奨学金を受けているものが集まり、どういう生活を送ってきたのか僕自身話しをしたり、仲間の話を聞いたりしました。最初はすごくはにかしい気持ちでしたが、しんどのいは自分だけではないことがわかり、ずいぶん気が楽になりました。こういう友達に支えられて高校生活を頑張ってくれたと思います。

中学のときは、授業が面白くなかったので、よく休んだこともあったけど、市芦へ入ってからは、わからないところを友達に教えてくれたり、どの先生とも気軽に話ができるようになり、授業の内容が少しずつわかり、学校をあまり休まなくなりました。

それに、自分のペースで学校生活をおくれる自由もありました。

二年前の地震のとき、僕の家は全壊しました。その日は、お父さんがおり、おばあちゃんを連れ何と外に出れました。外に出てみると、周りには見るも無残な状態になっていました。避難所で暮らしはじめた直後、地震のショックもあってかおばあちゃんの具合が悪くな

り阪大病院へ救急車で運ばれました。体そのものは大したことはありませんでしたが、衰弱がひどく、とても避難所生活には耐えられないということで入院生活が始まりました。

その後、京都の病院へ移ることになりました。京都の病院は、老人病院として、看護もいきとどいたものでしたが、おばあちゃんは僕がいなかったため不安がり、大声を出したり、暴れたりしたため、何度か病院から呼び出されました。

ぼくが見舞いにいったときは安心してか静かにしていました。でも、おばあちゃんは「捨てられた」と思い込んでいたようでした。顔が合うと、「はよ帰ろ」と言うばかりでした。「仮設が当たってそこに住むことになればおばあちゃんを連れて帰るから」と言っても「嘘ばかり言って」と怒るのです。僕が帰るときは「はよ、迎えにきてよ」とおばあちゃんは繰り返していました。

四ヵ月後、仮設住宅がようやく当たり、おばあちゃんを引き取る目処が付いて、そのことをおばあちゃんに知らせにいったときのことです。おばあちゃんが泣くのです。おばあちゃんが泣いているのを見たのは初めてでした。よほどうれしかったと思います。

お世話になった病院の副院長先生が、「おばあちゃんにとって、家族と住むのが一番です。」と言ってくれました。その時には、前から悪

いことが大嫌いな子で、おばあちゃんをこえることでしたので、お金の管理など担任の先生の力を借りながら、家賃や米屋の支払いをはじめとして、学校へ行くための生活基盤をつくりだしていきました。

高校生活が始まってしばらくは、話の合う友達がいまませんでした。友達を少しでも早くつくりたい気持ちでした。そのころ、ときどきM君が話しかけてくれました。もしかしたら友達になってくれるかもしれないと思い、昼食のとき、「俺も一緒に弁当食べてもいい」と思い切っていってみました。M君は「いいよ」と快く仲間に入れてくれました。

M君も奨学金を受けていました。お互いそ

た。今では少し自信が出てきたように思いますが、それが「教育改革」である。

僕がここまでこれたのは、勉強だけでなく生活が成り立つように支えてくれた先生、本音で話のできる友達との出会いがあったからです。それと何より、ぼくを育ててくれ、見守り続けてくれたおばあちゃんのおかげです。

最後に一、二年のみなさん、だれにとっても高校を卒業するのは大変だと思います。先生や友達の支えを励みにくじけることなく頑張ってください。みなさんの力でこれからもしんどい子が安心して来れる学校にしてください。先生方、ありがとうございます。僕にそうであったように、これからも一人一人を温かく見守ってください。

一九九七年二月二八日

「高校だけは」

担任 大角 進一

市芦を辞めざるを得なくなった生徒の話や、こんなしんどい子が市芦を希望している、といった話を、市芦の教師である僕はこともあろうに、「教育改革」で市芦を追われた先生か

ら聞かされてきた。何とも情けない話であるが、それが「教育改革」である。

前田の話を聞かされた時は、自分を情けながってばかりはいられなかった。ことはこれからの話である。「教育改革」のほころびは、担任のなり手がいないという状況の中に端的に現れていた。これは前田の担任になる以前の話である。

前田にとって生活を自分の力でどう成り立たせていくのが課題であった。彼の保護者はおばあちゃんであり、収入はおばあちゃんのみで、年金だけであった。父親は尼崎に住んでいて、家計を別にしていて、父親はお金を家に入れることはなく、むしろ、おばあちゃんへの借金のお金を酒代にした。高校に入学する少し前頃から、おばあちゃんはそのまでの無理がたたって、とりわけ足が悪くなって、ほとんど寝たきりの状態になった。それに老人性痴呆が始まっていた。

彼が高校生活を続けていくためには買い物や、食事を作り、洗濯をし、といった家事一切を自分でやっていかなければならなかった。

いつからか市芦への坂道を二人で登るようになった。必要があつてしよつちゅう彼と会っていたが、翌朝、彼の顔を見るまでは「今日、学校に来るのだろうか」という不安に付

きまとわれた。又、父親が「もう、学校へ行かせられへん」と言い出した時に彼がどう押し返しているのかという不安もあった。前田は、そういった危うさを一つ一つ踏み固めていった。

それから、あの地震が起こった。地震の直後から病院生活を送ってきたおばあちゃんを引き取って仮設での生活が始まったとき、おばあちゃんは全く立つことができなくなった。下の世話もしなければならなくなった。

二年生の終わりに仮設から仮設への引っ越しがあった。僕は、その引っ越しを手伝って以後一年間、彼の仮設を訪ねていない。彼が休むことなく学校に来ていたからである。父親とはあらためて膝を交えて話し込むことはなかった。答辞の自身は、もちろん父親抜きで話である。その父親が、おばあちゃんと付き添いのヘルパーさんともども卒業式に出席するという。父親にとって耳の痛い話ばかりである。息子が答辞を読む、と機嫌を良くしている父親がどんな反応を示すのか少なからぬ不安があった。

式の当日、おばあちゃんに付き添って来た父親に「あの子はしっかりしてきましたね。今日の答辞にはお父さんの耳の痛い話が出てき

ますが最後まで聞いてやってください」と言う担任の僕に、父親は「先生、ワシ、あの子が留守のとき、置いてあった答辞を読んだんですわ」という。「書かれていたことは事実ですし」と話していた父親が、後になって「まわりはみんなしんみりしていましたし、ワシも胸にジーンとききました。おばあちゃん

は答辞に何度もおばあちゃんという言葉が出てきたんで喜んでいました」と語っている。

この二月、答辞を書くこと以外に、彼はもう一つの態度決定を迫られていた。芦屋市に立派な老人施設・喜楽苑が今年になってオープンしていた。市の福祉はおばあちゃんに施設に入ることを勧めていて、二月いっぱい結論を出して欲しいと彼に言ってきた。会社勤めのしんどさは、学校に通うことのしんどさの比ではない。おばあちゃんを施設に入れるとしたら、これほど条件の良いところははない。しかも、今しか入所のチャンスはない。

彼は、基本的におばあちゃんと一緒に住みたいという態度は一貫していたが、物理的にやっていけなくなることは十分考えられた。答辞を完成させていく中で改めて、おばあちゃんとの関係を思い起こし、施設に預けるのか、一緒にこれまで通りの生活を続けていくのかの結論を出せる位置に来たように思う。

答辞を読み終えて席に戻りかけた彼に、保護者席から拍手が起こった。卒業生の母親の一人が、その人は市芦に批判的な人であったが「あの答辞はとても良かった。あの子と同じ市芦に行けて良かった」と語っている。

この困難な時代、その弊害が痛く子どもたちにも及び、親も教師も子どもの姿を捉えかねているときに、彼は人間としてのまともさを輝かせた。そのことに共感する拍手であったと思う。

何日かして、二年遅れで卒業していったAが用があつて学校に来た。存在感のある、人望も厚い彼が答辞を読んでも良かったのであるが、そのAが彼の担任と卒業の思い出、特にクラスでの思い出を話していた。話が卒業式のことに及び、

「前田の親父さん前に出てきて、おもしろい格好で写真をバシヤ、バシヤ取ったのには笑ってしまつた。けど、笑いはすぐに涙に変わった」と前田の話を思い出すかのように語った。

僕は何か用をしていて、それ以上の話はしなかったが、Aの言った「笑いは涙に変わった」という言葉が後々心に残った。

おばあちゃんは孫に世話をかける心苦しきから「ごめん」を繰り返しながらも、前田がどういう生き方をしていくのかをしっかりと

見守ってきたように思う。

僕は、おばあちゃん的生活文化の伝承のありようと、死に場所を自分で選ぼうとする姿に脱帽するのみである。

前田君、卒業おめでとう。

活動日誌 2/8 抜粋 1997.2.12~3.10

- 2・12 市芦仮設住民と交流、聞きとり。
- 16 市芦仮設自治会新年会。
- 19 市芦分会拡大執行委。
- 20 仮設自治連合会が「仮設統廃合に関する話し合い」を市に要請。
- 25 芦教組定期総会で分会挨拶。
- 26 公正裁判要請署名(四次提出、計五〇六一名)
- 28 市芦高校卒業式。芦屋市仮設自治連合会にオブザーバー参加。
- 3・1 甲山事件不当再逮捕・起訴十九周年集会参加。
- 2 阪神障害者交流会参加。
- 3 精道中学校仮設住民と交流、聞き取り。
- 5 事務局会議。
- 6 芦屋地労協常幹。仮設自治連合会。
- 7 芦屋市民会議。
- 10 精道中学校仮設強制撤去工事反対ビラまき、座り込み。対市抗議行動。

芦屋・精道中の仮設住宅撤去

中止求め座り込み

自治連合会

1997年(平成9年)3月11日 享年



治連合会のメンバーから芦屋市南宮町の精道中で

んでいる。学校教育の配慮を理由に、学校にある仮設住宅の解消をめざし、工事中でも月次で撤去し、精度が始まった。連合会は「全員駆出するまでもなく、半月、工事を持つてほしい」と要請したが、市側が拒否したため、実行便に訴えた。

午前九時半、メンバー十六人が「仮設住民だった人間たち」などと書かれた横断幕を掲げ、工事の敷地内に入った。現場の作業員と、多少の小競り合いがあり、約一時間後、市がその日の作業中止を伝えてきたため、座り込むことにした。

メンバーの中には、撤去の対象になっているほかの学校仮設住宅の住民もおり、小林理事長代行は「出ていかないとではなく、いつかこの事情で出て行かない」と訴えた。これに対し、倉地弘行・市建設部参事は「工事をやるつもりはない。これまでの話し合いで理解は得ているつもりだ」と話している。

被災者の生活を守る闘い支援カンパの御礼

生活の重みを知る人の貴重なお金

先日、公平委の裁決に対する抗議集会に、市芦高校内に住んでおられる仮設住民の方々も激励に駆けつけてくださった。そこでは、生活を守る闘いをすすめ、生活者の誇りをもって生き抜くとの意見表明がそれぞれの立場からなされた。

その中で、被災者の「生活を守る闘い」への支援カンパが呼びかけられ、参加者から二万七千円強のカンパが集まった。早速芦屋市仮設自治連合会に渡され、その応援団体による「被災者応援だより」の発行が始まった。

また、救援会通信を通じて、市芦反弾圧闘争を支援いただいていた方々へのカンパのお願いもしてきた。一口五〇〇円ずつでいい。一人ひとりの少しずつの支えがあれば、しばらくは元気に闘える。こんな思いでカンパをお願いした。ところが、四口、五口、あるいは五千円、一万円と、個人や周辺の人にもお願いしたと何人分ものカンパが寄せられた。

振り込まれた用紙の中に、救援会をずっと支えてくださっているSさんの名前を発見した。五〇〇〇円もの大金をカン

ぱく下さっていた。生活費の中からひねり出されたお金であることは容易に想像がつく。身にしみるカンパでした。

かつて、Sさんの住んでいた町には仕事のない人があふれていた。サボっているわけではなかった。その町の人には求人がないのだ。求人そのものも少なかったが、景気の良い時でもその町の人には仕事がなく、仕事を求めている人がいつもたくさんいた。たまに仕事にありつけることもあるSさんは、その数少ない仕事を近所の人と分け合って、失業のつらさと仕事を手にすることのありがたさを共有しながら一緒に生きたといわれる。

私が強制配転によって市芦高校を追われる少し前に聞いたSさんのその話を思い出しながら、この生活の中からひねり出されたお金は、その話と別物ではなからう。そのお金の重さが身にしみた。

そうした一人ひとりの思いの込められたカンパを、その思いとともに、仮設住宅で生活を生き抜くために闘っている方々に確実に届けたいと思う。ありがとうございました。

(市芦分会 F生)